



休業補償給付の要件を確認!



Q 労災で負傷して入院し、労災保険の休業補償を受けています。退院後は出勤して中または通勤途中に災害にあり、その災害による負傷、または病気がかかった場合には、労働者

働きますが、週に1回は仕事を休んで通院することとなります。通院する日に、休業補償給付をもらえますか?

A 労災保険制度では、労働者が業務

出勤しながら通院していますが、休業補償給付をもらえますか

の請求に基づき、治療費「養」は、傷病が治ゆ(症状固定)するまで補償が行っています。

労災保険の休業(補償)給付は①業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養のため②労働することができないため③賃金をうけていない」という要件をすべて満たす場合、休業4日目からその期間中支給されま

す。従って、就労していてもこの要件を満たしている場合であれば、通院日のみの支給もできます。なお、要件①にある「療

鳥取労働局労働基準部労災補償課

電話0857(29)1706